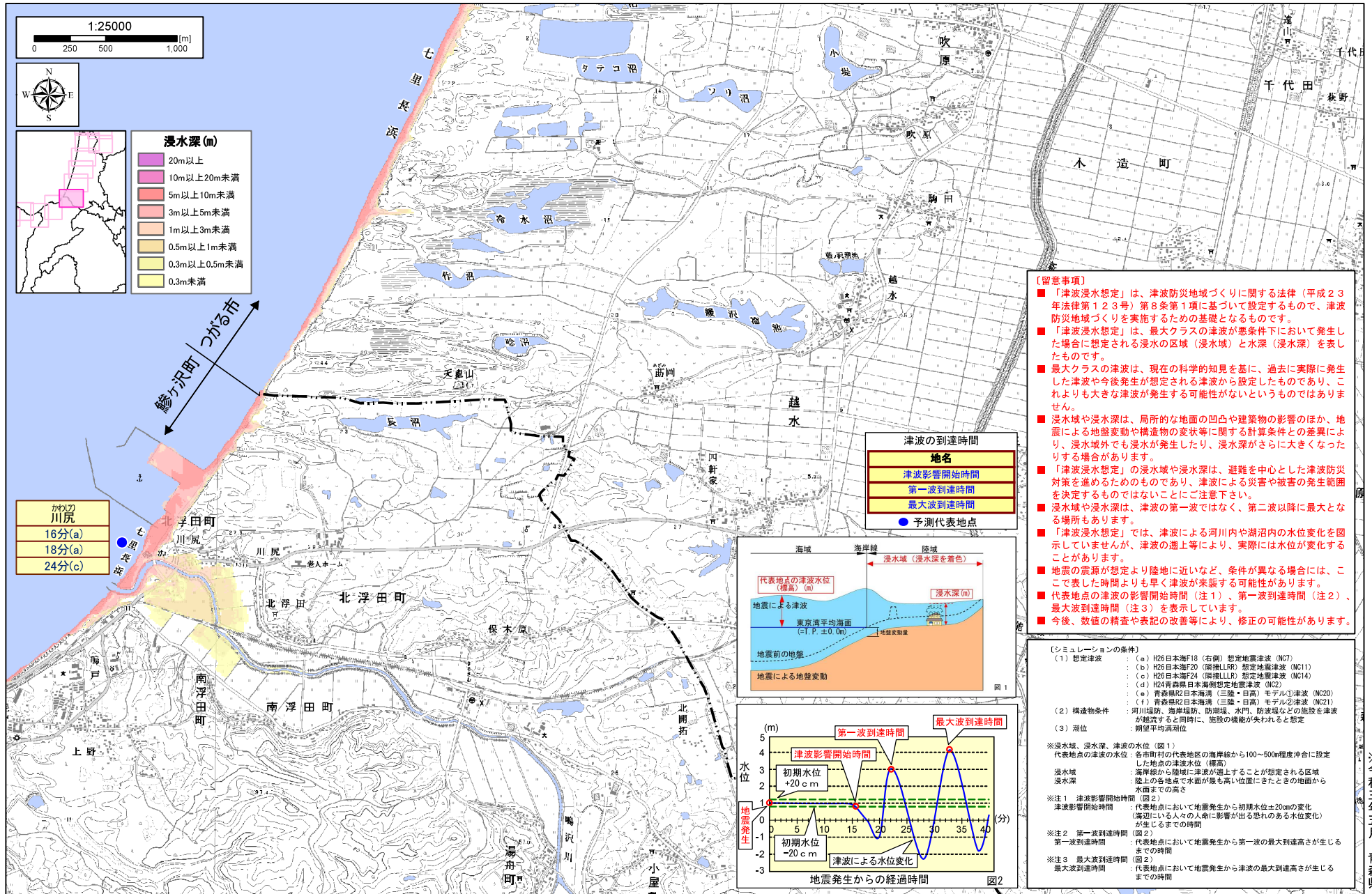


青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（鱒ヶ沢町 3/3～つがる市 1/8）



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 地震の震源が想定より陸地に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
- 代表地点の津波の影響開始時間（注1）、第一波到達時間（注2）、最大波到達時間（注3）を表示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

【シミュレーションの条件】

(1) 想定津波

- (a) H26日本海F18 (右側) 想定地震津波 (NG)
- (b) H26日本海F20 (隣接LLR) 想定地震津波 (NC11)
- (c) H26日本海F24 (隣接LLL) 想定地震津波 (NC14)
- (d) H24青森県日本海側想定地震津波 (NC2)

(2) 構造物条件

- (a) 青森県R2日本海溝 (三陸・白鳥) モデル①津波 (NC20)
- (b) 青森県R2日本海溝 (三陸・白鳥) モデル②津波 (NC21)
- 河川堤防、海岸堤防、防風堤、水門、防波堤などの施設を津波が越流すると同時に、施設の機能が失われると想定

(3) 潮位

朔望平均満潮位

※浸水域、浸水深、津波の水位（図1）
各市町村の代表地区の海岸線から100～500m程度沖合に設定した地点の津波の水位（標高）

浸水域
海岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域

浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

※注1 津波影響開始時間（図2）
代表地点において地震発生から初期水位±20cmの変化（海辺にいる人々の入命に影響が出る恐れのある水位変化）が生じるまでの時間（図2）

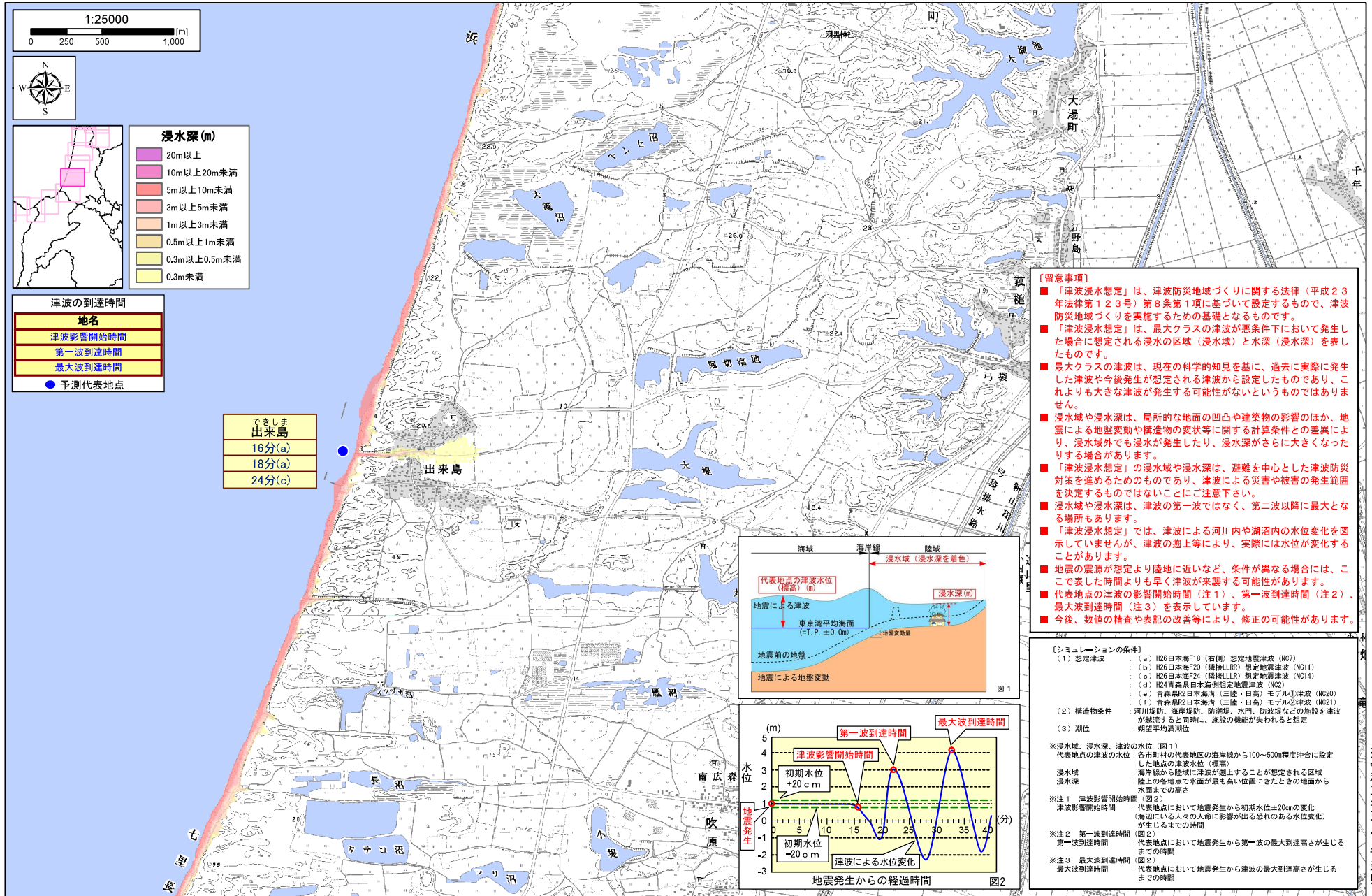
※注2 第一波到達時間
代表地点において地震発生から第一波の最大到達高が生じるまでの時間（図2）

※注3 最大波到達時間
代表地点において地震発生から津波の最大到達高が生じるまでの時間（図2）

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製した。
（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHF 773. 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）

※令和三年五月 青森県

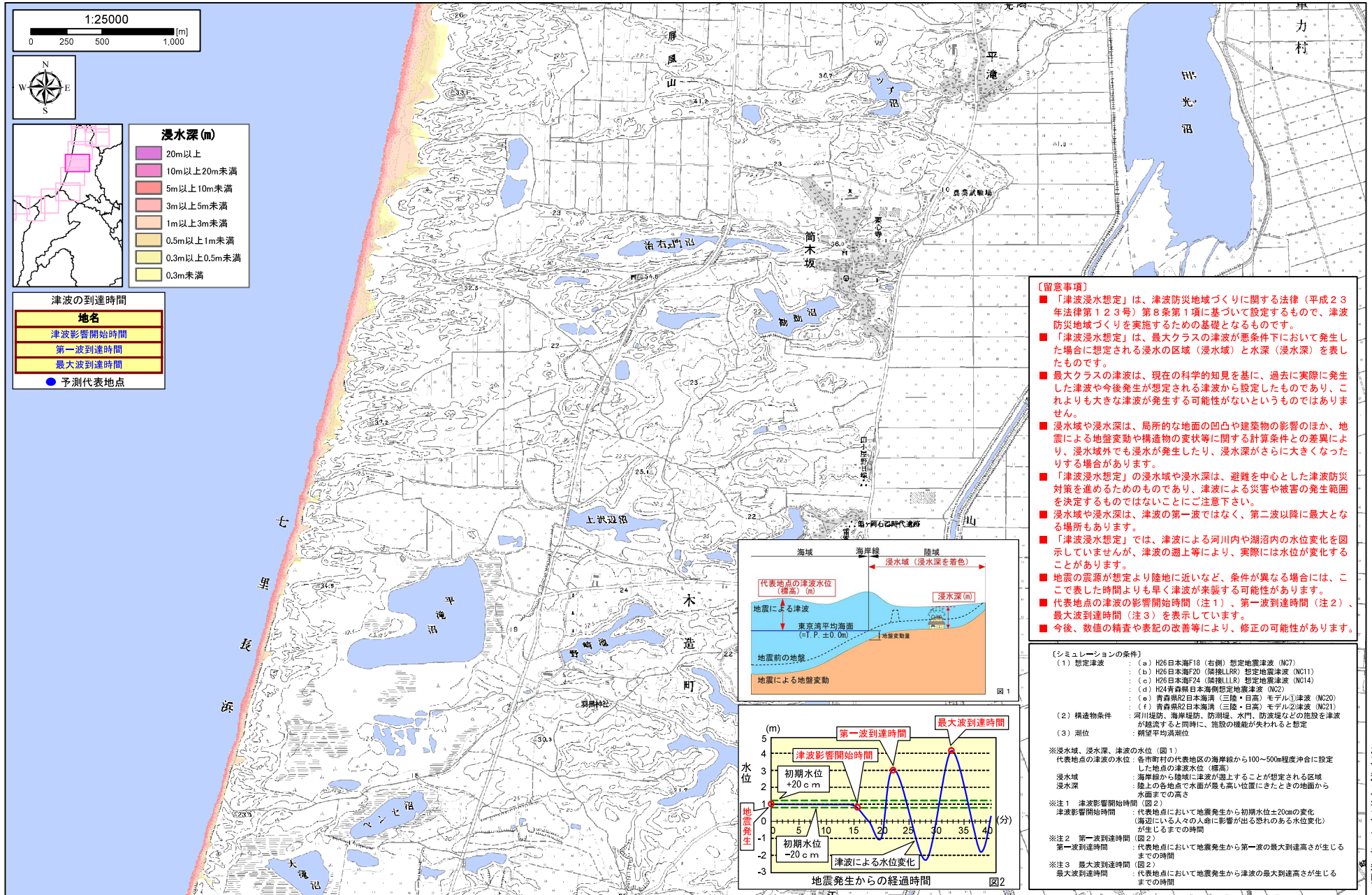
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 2/8）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。
(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R2JHf 773. 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)

※令和三年五月
青森県

青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 3/8）



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 地震の震源が想定より陸地に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
- 代表地点の津波の影響開始時間（注1）、第一波到達時間（注2）、最大波到達時間（注3）を表示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

【シミュレーションの条件】

(1) 想定津波
 (a) H26日本海F18 (右側) 想定地震津波 (NC7)
 (b) H26日本海F20 (隣接LR0) 想定地震津波 (NC11)
 (c) H26日本海F24 (隣接LLR) 想定地震津波 (NC14)
 (d) H24青森県日本海側想定地震津波 (NC2)

(2) 構造物条件
 河川堤防、海岸堤防、防潮堤、水門、防波堤などの施設を津波が越流すると同時に、施設機能が失われると想定
 朔望平均満潮位

(3) 潮位
 朔望平均満潮位

※浸水域、浸水深、津波の水位（図1）
 代表地点の津波の水位 各市町村の代表地区の海岸線から100～500m程度沖合に設定した地点の津波水位（標高）
 浸水域 海岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域
 浸水深 陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

※注1 津波影響開始時間（図2）
 津波影響開始時間 代表地点において地震発生から初期水位±20cmの変化（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）が生じるまでの時間（図2）

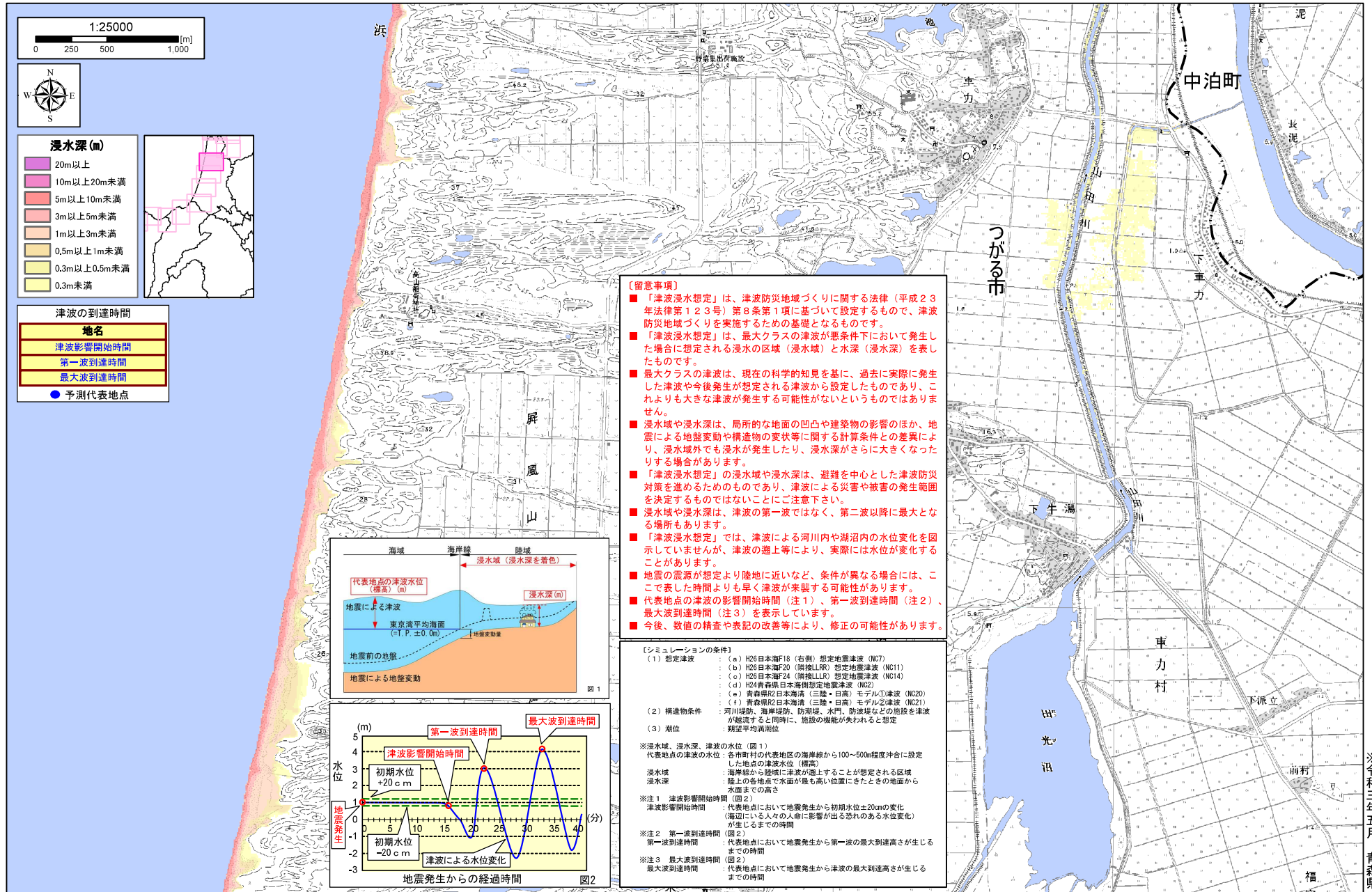
※注2 第一波到達時間（図2）
 第一波到達時間 代表地点において地震発生から第一波の最大到達高が生じるまでの時間（図2）

※注3 最大波到達時間（図2）
 最大波到達時間 代表地点において地震発生から津波の最大到達高が生じるまでの時間（図2）

※令和三年五月 青森県

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。
 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R2JHf 773. 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)

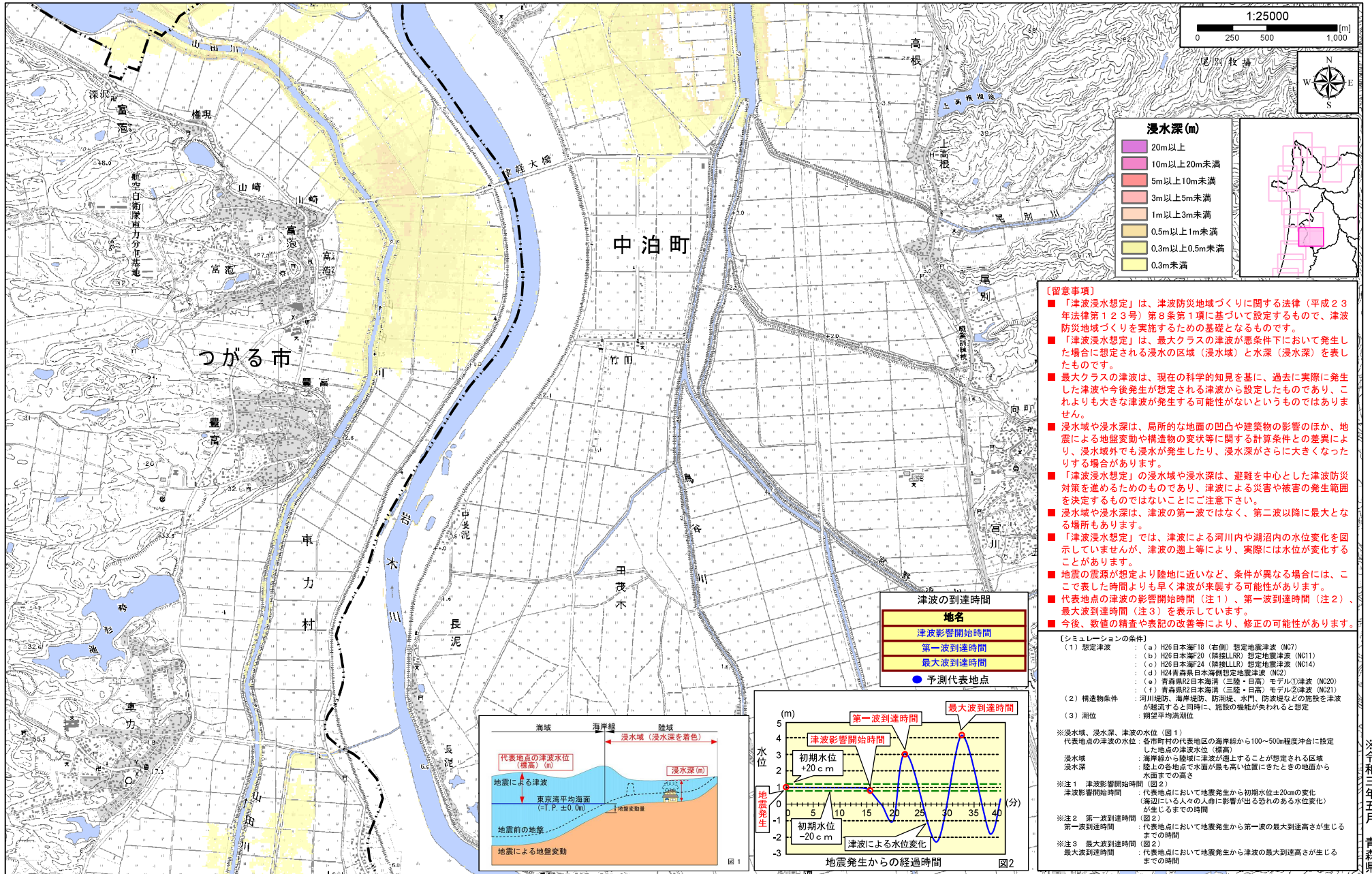
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 4/8～中泊町 1/10）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製した。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHF 773、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。）

※令和三年五月 青森県

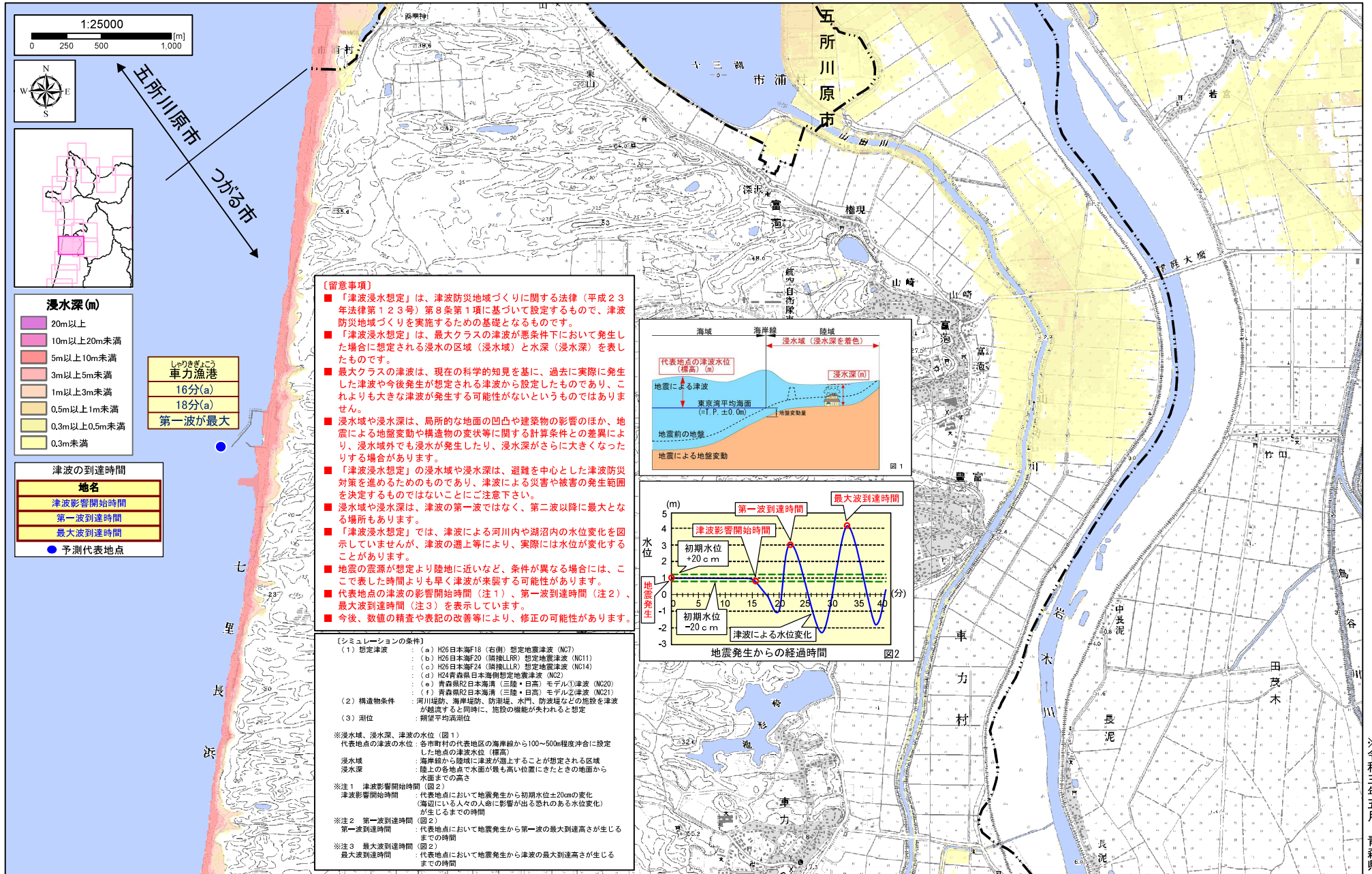
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 5/8～五所川原市 1/6～中泊町 2/10）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。
 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R2JHF 773, 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)

※令和三年五月 青森県

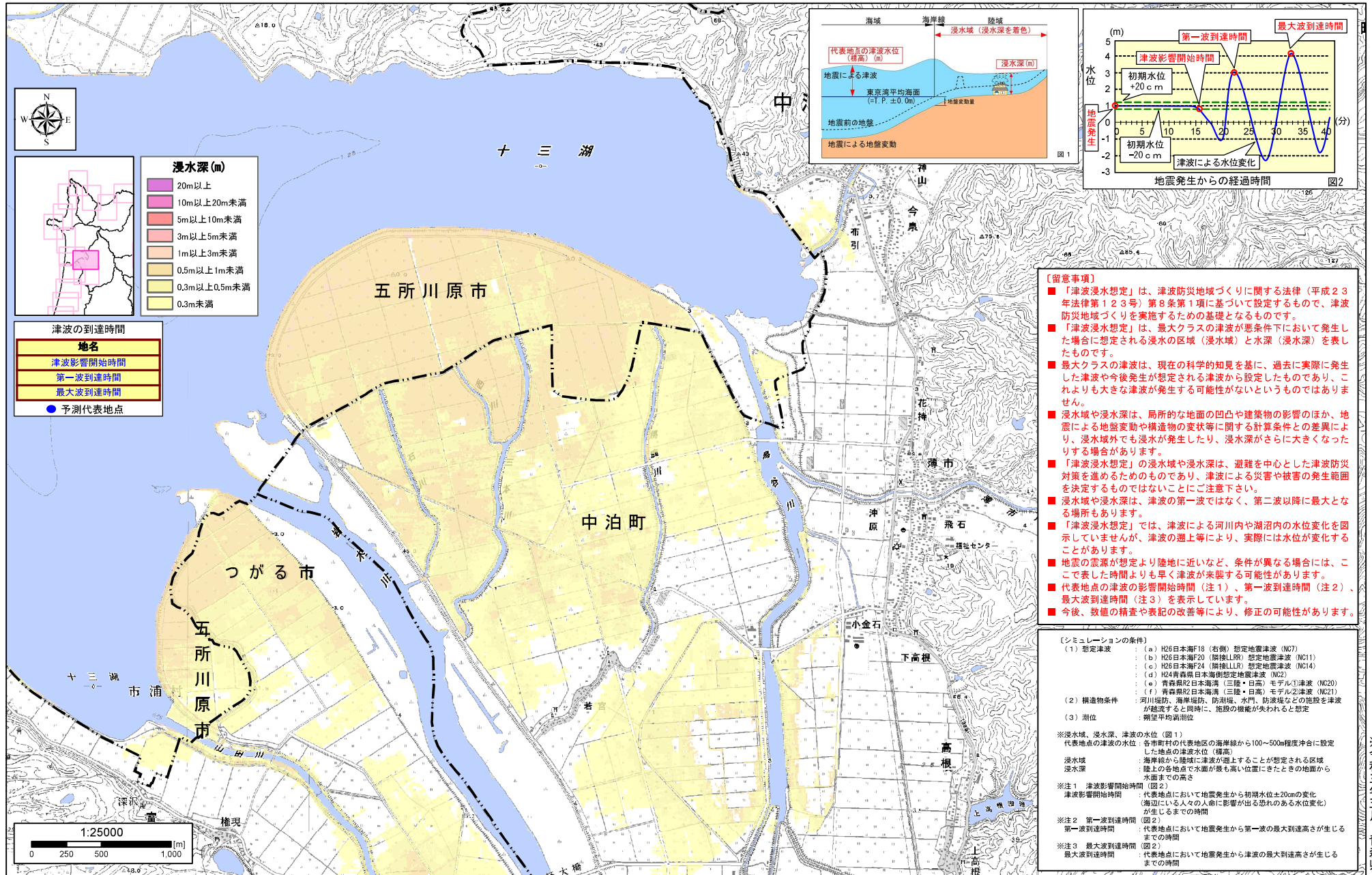
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 6/8～五所川原市 2/6～中泊町 3/10）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。
(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHF 773. 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)

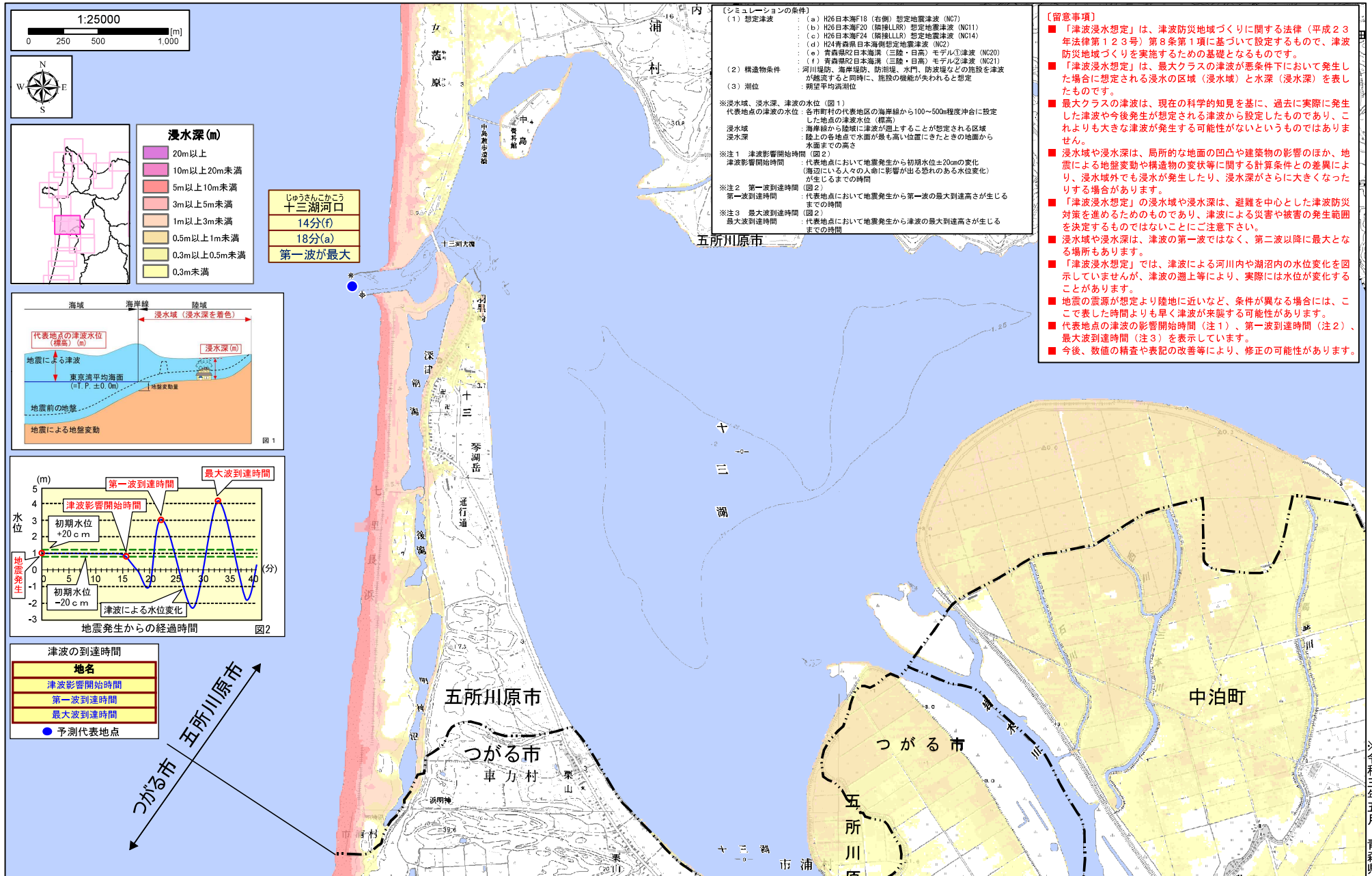
※令和三年五月 青森県

青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 7/8～五所川原市 3/6～中泊町 4/10）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。
(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R2JHF773。本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。)

青森県津軽沿岸における津波浸水想定図（つがる市 8/8～五所川原市 4/6～中泊町 5/10）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像) を複製した。
(測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R2JHf 773。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)